

外郭団体基本情報

団体概要

(令和2年4月1日現在)

団体名	(公財)久留米文化振興会	住所	久留米市野中町1015
設立日	昭和31年4月23日	(電話番号)	(0942-33-2271)
ホームページ	https://www.ishibashi-bunka.jp/	作成担当所管部署	市民文化部 文化振興課
資本金・基本財産等	3,000千円	久留米市の出資(比率)	0千円 (0.0%)
設立目的	芸術文化の振興と地域文化の活性化を図ることにより、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること		
主な事業内容	芸術文化施設等の管理運営に関する事業、芸術文化振興及び地域活性化を図る事業、その他公益目的事業の推進に資する事業 など		
うち、公益的の事業	芸術文化施設等の管理運営事業、芸術文化振興事業及び地域文化活性化事業、美術館運営事業		

財務状況

貸借対照表	金額(千円)			損益計算書	金額(千円)		
	R1年度	H30年度	H29年度		R1年度	H30年度	H29年度
総資産	436,949	485,722	447,013	総収入	856,966	822,856	841,033
負債	287,585	343,514	311,190	(うち補助金・委託料)	512,011	544,910	526,326
(うち有利子負債)	0	0	0	経常損益	10,528	4,527	△ 925
純資産	149,363	142,207	135,822	当期損益	7,902	3,960	△ 1,597
(うち利益剰余金)	149,363	142,207	135,822				

※ 公益法人等は、各項目の数値は下記のとおり記載

純資産: 正味財産合計

利益剰余金: 一般正味財産

※ 公益法人等は、正味財産増減計算書により、各項目の数値は下記のとおり記載

総収入: 経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額

経常損益: 当期経常増減額、当期損益: 当期一般正味財産増減額

※ (うち補助金・委託料)は、久留米市からの金額を記載

役職員の状況

常勤役員数	平均年齢	平均年収
2 (2)	67歳 6月	3,450千円
一般職員数	平均年齢	平均年収
26 (2)	44歳 6月	6,194千円

※ 常勤役員数、一般職員数及びそれぞれの平均年齢はR2.4.1現在で、平均年収はR1年度の実績

常勤役員数の()は、市からの派遣職員または市職員退職者の数で内数

一般職員数の()は、市からの派遣職員の数で内数

一般職員には、嘱託などの非常勤職員は含まない

第三セクターへの関与の状況

①公的支援(フロー)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	R1年度	H30年度	H29年度	
1 補助金	274,738	273,518	307,942	
2 利子補給金	0	0	0	
3 税の減免額	0	0	0	
4 その他()	0	0	0	
小計	274,738	273,518	307,942	
5 損失補償契約に伴う金利軽減額	0	0	0	
6 出資金、低利貸付等に伴う機会費用	0	0	0	
小計	0	0	0	
合計	274,738	273,518	307,942	
(参考)委託料・指定管理料	237,273	271,392	218,384	

②公的支援(ストック)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	R1年度	H30年度	H29年度	
1 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
(将来負担額)	(0)	(0)	(0)	
(将来負担算入率)(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
2 貸付金残高	0	0	0	
3 出資金	0	0	0	
合計	0	0	0	

関連指標

①財政状況に関する指標

指標		R1年度	H30年度	H29年度	備考
自己資本比率	純資産(正味財産)／総資産	34.2%	29.3%	30.4%	
借入金依存度	(借入金＋社債)／総資産	0.0%	0.0%	0.0%	

②団体の自立性に関する指標

指標		R1年度	H30年度	H29年度	備考
財政的依存度	市財政支出／(経常収益＋経常外収益)	59.7%	66.2%	62.6%	
運営費補助比率	市運営費補助金／経常収益	32.1%	33.2%	36.6%	
随意契約比率	市随意契約額／市委託料・指定管理料	100.0%	99.1%	98.4%	

特記事項

久留米市による直近の監査結果	事務・事業は、財政援助の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正を要する事項が認められた。 (指摘事項) 1 保管されている切手や往復はがきについて、切手等受払簿に記載がないものがある。 2 過年度に発生した未収入金について、平成29年4月以降請求が行われていない
その他特記事項	